

# 貿易関係証明発給システム 利用マニュアル 【申請者用】

●更新手続きについて●

2022年4月改正 八戸商工会議所

#### 申請者 管理者ID



貿易登録の有効期間は2年間です。有効期間満了日の30日前から行うことができます。

更新を行う際は、管理者IDでログインし、メインメニューから「登録内容の変更/有効期間更新」を選択します。 なお、更新手続きと合わせて、貿易登録内容(社名や住所等の企業情報)の変更、署名者の追加・変更・停止を 行うことも可能です。

※すでに「変更」手続きの作成途中のデータがある場合、更新を行うことができません。その場合は、変更を選択し「申請キャンセル」ボタンをクリックすることで、変更手続きを取り消していただく必要があります。



【更新手続きを完了させるには、商工会議所への書類提出が必要です】

・更新手続きはシステム内だけでは完了しません。システム内で更新手続きを進めていただいた後、商工会議所に誓約書等の書類を 提出し、商工会議所の手続きが完了した後に更新が反映されます。

#### 申請者 管理者 I D



# (1) 貿易登録内容の変更



- ・貿易登録内容の変更・更新画面が表示 されますので、変更がある場合は直接 修正します。
- ・修正完了後、または変更がない場合は 画面下の「署名者確認に進む」ボタン をクリックします。

【入力作業データの途中保存】※作成から60日間保存されます。

- ・「署名者確認に進む」をクリックすると、本画面の入力内容が途中保存されます。後日、途中保存されたデータから更新手続きを再開することができます。 「署名者確認に進む」をクリックせずに別画面に移動したりログアウトしたりすると、入力(変更)内容が反映されませんのでご注意ください。
- ・途中保存データは「申請キャンセル」をクリックすることで削除されます。

#### 申請者 管理者 I D



# 署名者の追加・変更・削除

追加、変更、削除を行うと「申請区分」の欄に反映されます。



手続きの内容	システム操作	申請区分
署名者の追加	「署名者追加」ボタンをク リックして入力	追加
署名者の登録内容変更( <b>役職、E-Mailのみ変更可</b> ) ※他者へのID引継ぎ(使い回し)を避けるため、氏名とサイン形状 の変更は認めておりません。氏名・サイン形状を変更する場合は、 登録済のユーザーIDを停止したうえで、署名者の追加を行ってくだ さい。	「修正」ボタンをクリック し、登録内容を修正	変更
ユーザーIDの停止 ※担当者の異動や氏名・サイン形状変更により、登録済IDを使えないようにする	「削除」ボタンをクリック	削除
ユーザーIDの継続(登録内容の変更なしの場合)	不要	空欄

・手続き完了後(手続き不要なら何もせず)、「「必要書類の印刷」に進む」をクリックします



【入力データの途中保存】 更新ボタンをクリックするタイミングで、作業中の データが途中保存されます。

#### 申請者 管理者 I D



# (3) 登録書類の印刷・提出

- ・誓約書、業態内容届、署名届を印刷します。
- ※登録種別(申請者/代行業者/申請者かつ代行業者)を変更する場合は誓約書も提出が必要になるので、印刷してください。
- ・署名者の新規追加がある場合、署名届に肉筆サインが必要になります。
- ※登録済(継続)の署名者(ユーザーID)については、改めて肉筆サインを行う必要はありません。
- ・印刷した書類のうち誓約書に押印のうえ、登録先商丁会議所に提出します。



#### 【注意事項】

新規登録時と同様の典拠書類が必要になります。 次ページに書類を掲載しておりますので、 あわせてご準備ください。

#### 申請者 管理者 I D



# (4)その他の典拠書類

更新手続きには、<u>新規登録時と同様の典拠書類が必要になります。</u> (3)登録書類と下記書類を合わせてご提出ください。

#### 提出書類(法人・個人で異なります)

必要書類	法人	個人
① 登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)	$\bigcirc$	不要
② 印鑑証明 ※法人の場合は代表者印(会社登記の実印)	0	0
③ 住民票	不要	0

書類の提出は、郵送でも受け付けております。

郵送先:〒031-8511 八戸市堀端町2-3 八戸商工会議所 貿易証明担当宛まで

貿易登録有効期間内に必要書類をご提出ください。